

『障害の基本原則 *Fundamental Principles of Disability*』の検証

——社会モデル生成の議論へ——

田 中 耕一郎

『障害の基本原則 *Fundamental Principles of Disability*』の検証 ——社会モデル生成の議論へ——

田中 耕一郎
Koichiro TANAKA

目次

はじめに

1. DAの概要と合同会議開催に至る経緯
 - (1) 「DIGの失敗」とDAの結成
 - (2) 合同会議開催に至る経緯
 2. FPDの構成と3つのテーマ
 3. 基本原則への同意と「DAの矛盾」について
 4. 貧困問題に関する認識をめぐって
 5. 「障害者の包摂」をめぐって
 6. 両組織による合同会議の評価
- まとめにかえて

[Abstract]

A Study of *Fundamental Principles of Disability*: Discussion of Creating the Social Model

The *Fundamental Principles of Disability* (FPD) is well known as an important text that clarifies the early ideas of the Union of the Physically Impaired Against Segregation (UPIAS) and the original form of the Social Model. But little attention has been given to the process of creating this text. This study examines the following three themes in FPD. (1) Agreement with certain fundamental principles and the inconsistency of the Disability Alliance. (2) Recognition of the poverty of the physically impaired. (3) Inclusion of the physically impaired into organizations. In light of these themes, the collective representation in the process of creating the Social Model is also examined.

はじめに

『障害の基本原則 *Fundamental Principles of Disability*』(UPIAS and Disability Alliance, 1976, 以下 *FPD*)は、1975年11月22日にロンドンにおいて開催された「隔離に反対する身体障害者連盟」(Union of the Physically Impaired Against Segregation: UPIAS)と「障害者連合」(Disability Alliance: DA)との合同会議議事録、及び両組織から付記されたコメントによって構成されたドキュメントである。

イギリス障害学において、この *FPD* はUPIASの初期思想の結晶であると同時に、

後発のイギリス障害者運動はもとより、国際的な障害者運動・障害学の鍵概念となる社会モデルの原型的アイデアが盛り込まれたドキュメントとしてよく知られている。しかし、その意義と重要性が広く認められてきたにも関わらず、この *FPD* におけるUPIASの問題提起を詳細に検証した研究は未だ不在である。

FPD におけるUPIASの議論は、1970年代当時のディスアビリティ・フィールドを席卷する支配的言説の権力を暴き出すための対抗言説であったと言えるが、この *FPD* において、彼らがどのような表象を用いて「問題」を名指し、そこにどのようなディスアビリティをめぐるリアリティを描き出そうとしたのか、

キーワード：UPIAS, 『障害の基本原則』, 社会モデル, ディスアビリティ

Key words: UPIAS, *Fundamental Principles of Disability*, Social Model, Disability

すなわち、ディスアビリティという問題を「このように見よ」という彼らの要求において、どのようなロジックやレトリックが用いられたのか、また、UPIASとDAの議論はどのようなテーマと論点において対立・拮抗したのか、これらの問いが小論における検証の主題である。小論の目的はこれらの問いを問うことによって、社会モデル生成をめぐる集合的表象のありようを検証することにある。

1 DAの概要と合同会議開催に至る経緯

(1) 「DIGの失敗」とDAの結成

ここでは、先ず、UPIASとDAの合同会議開催に至る経緯を辿り、FPDが編まれることになったその経緯について確認しておく。

1965年、イギリスにおいて、それまでの障害種別毎の閉じられた障害者団体とは異なる障害種別横断的な障害者組織が結成された。それが「障害者年金運動団体」(Disablement Incomes Group: DIG)である。UPIASとDAの共通点は、このDIGの活動に対する批判から、それぞれ自らの組織を立ち上げ、「DIGの失敗」を糧にしようとした点にある。

DIGが組織された1960年代のイギリスは、戦後の「貧困戦争」からの脱却を掲げた経済政策が功を奏し、「豊かな社会」への扉が開かれた時期である。しかし、この豊かな社会の富が障害者たちに分配されることは殆どなく、多くの障害者たちは「貧困戦争」の中に放置されたままだった。例えば1944年に世界に先駆けて成立した障害者雇用法(Disabled Persons (Employment) Act)は、民間企業に対して、障害者の割当雇用義務(全従業員3%)を課したが、実質的にそれは労働市場において無視され、毎年ほぼ8割以上の企業が雇用率未達成企業となっていた。こ

のような障害者雇用に係る制度運用の不徹底による低水準の実雇用率と、その結果としてもたらされる障害者の絶対的貧困状態に対して、幾つかの新しい年金制度や免税制度、労働災害補償制度などが導入されたが、それらはいずれも障害者の生活を支えるにはあまりにも貧弱なものであり、加えて、労災に起因しない障害を持つ人々はこの僅かな補償さえ手にすることができなかつたのである(Finkelstein, 1991: 23)。

結成当初、障害者たちのあらゆる社会的不利への挑戦を掲げたDIGが、徐々に、そのメイン・イシューを国家による障害者の所得保障政策に焦点化していった理由は、このように「貧困戦争」に留め置かれた障害者たちの劣悪な生活実態があったからである。

イギリス障害者運動の現代史において、初めて障害種別横断的な統一要求を掲げ、障害者の所得保障制度の創出・拡充へ大きく貢献し、かつ、後発のラディカルな障害者運動のリーダーを数多く輩出することになったこのDIGに対しては、その意義を高く評価する声がある一方で(Finkelstein, 1991: 23)、その活動に不満と批判を持つ者たちも少なかつた。例えば、DIGの元メンバーであり、やがてその活動から袂を分かつことになったUPIASのポール¹⁾やヴィック²⁾らは、「DIGの失敗」として次の二つの問題点を指摘している。一つは、その活動目標が所得保障というシングル・イシューへ焦点化されたことであり、もう一つはその組織運営が主として健常者の専門家たちによって主導されたことである(UPIAS, 1975a: 14)。

さて、このDIGから同じく袂を分かち結成されたDAという組織についてだが、この組織はエセックス大学の著名な社会学教授であったピーター・タウンゼント³⁾らによって結成された連合組織であり、その主要メンバーの中にはDIGの元メンバーであった専門家たちも多く含まれていた。そのポリシー・

ステートメントによると、DAは障害者団体と個人会員による連合組織であり、組織会員として、国内外に多くの身体障害者入所施設を運営するチェシャー財団やDIGなどを含む30の団体が所属しており⁴⁾、また、個人会員として小児科医、老人医、地域医療や地域福祉・社会保障などに関する研究者や専門家など、障害者問題に関心を持つ各分野の専門家が参加している。なお、この個人会員の中にはUPIASのメンバーも2名含まれていた(UPIAS, 1975c: 2)。

DAはその組織目的として、1)すべての障害者にとって危急の課題である「権利としての十分な所得保障」の獲得、2)コミュニティにおける障害者支援サービスの整備、3)障害者のニーズや生活実態、及び障害者自身の見解を政府や一般市民に対して正しく伝えること、などを掲げていた(UPIAS, 1975b: 4)。

ヴィックによると、彼らがDAを立ち上げた契機もまた、効果的なキャンペーンに失敗しているDIGへの苛立ちにあったと言う(Finkelstein, 2001: 5)。しかし、後述するように、「DIGの失敗」に対するDAの捉え方は、UPIASのポールらのそれとは大きく異なっていた。DAのメンバーたちは、DIGにおける公的所得保障を求める主張には熱意が欠けており、また、そのロビーイングには威信が伴っていないと感じていた(Finkelstein, 2001: 5)。ヴィックによると、DAが必要だと信じていたのは、政府に対して自らの要求を認めさせるための「学問的な裏づけと権威」であり、故にDAはDIGにも増して専門家を配置し、「エリート主義的な組織」を創ろうとしていたのだという(Finkelstein, 2001: 6)。

(2) 合同会議開催に至る経緯

1974年12月にUPIASにおいて『UPIASの方針』(UPIAS, 1974, 以下PS)が採択

された後、UPIASは多くの障害者団体へそれを送付したが、その送付先にはDAも含まれていた。このPSを受け取ったDAのタウンゼントからポールへ宛てた書簡が両組織による合同会議開催のきっかけとなった⁵⁾。その書簡の中でタウンゼントはポールに対して「私はあなた方の目的を全面的に支持したい」と述べたうえで、UPIASの賛助会員(タウンゼントは身体障害者ではない)になりたいこと、また、DAのポリシー・ステートメントについて「あなた方」のコメントをいただきたいことを依頼している(UPIAS, 1975b: 3)。

この依頼に対してポールはC16⁶⁾において、「とりあえずの返信」を「曖昧な内容で返しておいた」とメンバーたちに報告し、UPIASとしてDAに明確な応答をするためには、先ず、UPIAS内での議論が必要だろうと述べている。その後が続いて彼は、メンバーたちにDAのポリシー・ステートメントの要約を呈示しつつ、このポリシー・ステートメントに書かれているDAの目的と活動方針は、「明らかにUPIASのポリシーとは相容れない」と結論づけ、その理由を以下のように続けている。少し長くなるが引用しよう。

確かにDAはDIGよりも活動的であるように見える。おそらくそれはDAがDIGの変革を強く求めていた最も進歩的なDIGメンバーの幾人かを引き入れたことによるのだろう。DAは急先鋒の組織たらんとしているようだ(しかし、一体何をベースに?)。DAの所得保障の要求はDIGのそれよりもやや広く、また、彼らは地域における障害者サービスの速やかな改善も求めている。しかし、DAはディスアビリティを克服するために必要な包括的な視点を放棄し、「所得保障」だけを取りあげたDIGの「致命的なエラー」を継承してしまっている。ゆえにDAはDIGのように、大衆障害者たちの民主的参加という原則から遠ざかってしまっているのだ

(UPIAS, 1975b : 4)。

このようにポールは、DAがDIGの活動の停滞を乗り越えようという意志を持っている点を評価しつつも、彼らがDIGと同じく、所得保障という単一イシューへの焦点化とともに、その組織運営を一部の専門家たちに委ね、一般メンバーである障害者たちの参加を二義的なものに行っていることを批判している。

続けてポールは、タウンゼントへの2回目の返信についてもメンバーたちに開示しているが、その中で彼はタウンゼントの賛助会員への申し込みを検討する前に「あなたの立場」について確認しておきたい点がある、と切り出している。その理由としてポールは、DAのポリシー・ステートメントと、「あなた」が「全面的に支持したい」と申し出るUPIASのPSとの間には「大きな隔たりがあるからだ」と述べる(UPIAS, 1975b : 5)。

この「大きな隔たり」について、ポールは具体的に、1) DAがその組織構造と活動において障害者を包摂していないこと、2) DAがDIGと同様に所得保障だけに焦点を当てていること、3) DAは障害者たちや大衆の「教育」を掲げているが、専門家が障害者たちを「教育」しようと考えていること自体が問題であること、などを例示している(UPIAS, 1975b : 5-6)。

C16に公開されたこのポールの書簡に対するタウンゼントからの返信も同号に続けて掲載されているが、その中でタウンゼントは先ず、ポールのDAに対する詳細な分析に対して謝意を表し、「あなた」は極めて重要なポイントを幾つか指摘して下さったと称えた後に、「しかし」とタウンゼントは続けて、「われわれ」の間には、いくばくかの誤解があるようだ、と述べ、この誤解を解くために、互いの組織から何人かの代表者を出し合っ

て1975b : 6)。

同号に公開されたこのタウンゼントの合同会議開催の提案に対するポールの返信では、先ず、「私」のDAに関する分析が「誤解である」と考える理由は「今のところ見当たらない」という反論から始まるが、ポールはUPIASの運営委員会で「あなた」からの提案を検討した結果、以下の条件にDAの合意が得られるのであれば、合同会議を開催してもよい、と応じている。

第一の条件は、合同会議がUPIASのPSを基に進められることである。すなわち、ディスアビリティは「解決可能な社会的状況」であり、それは、a) 所得や移動、施設など、個々別々の単一イシューとして取り扱われるべきものではないこと、b) 障害者は他者の力を借りつつも、自らの人生を自らでコントロールすべきであること、c) 専門家による支援はこの障害者によるセルフ・コントロールを支えることにコミットすべきであること、などを主張したPSを基盤として討議することである。

第二の条件は、合同会議の具体的な目的は、a) 障害者がディスアビリティのフィールドにおいて、より主体的・活動的に取り組むための方法、b) ディスアビリティに関する議論において、障害者の参加がより拡大されるためのプログラムを検討すること、である。

第三の条件は、合同会議は、a) DAとUPIASからそれぞれ4名の代表者を出すこと、b) オブザーバーの人数も同数とすること、c) 両組織は互いにこの会議録に多くの障害者がアクセスできるよう、最大限その内容の公表に努めること、d) 会議における議論はテープレコーダーに録音し、その録音テープは会議後、多くの障害者が利用しやすいようにすること、である(UPIAS, 1975b : 6)。

このように、ポールは合同会議を持つための前提条件を提示したうえで、「われわれ」とDAがディスアビリティのフィールドの

最前線で共闘するためにも、DAがPSにおいて明示された基本原理に同意されることを望んでいる、と結んでいる(UPIAS, 1975b: 24)。

翌号のC17では、このUPIASの条件提示に対するタウンゼントからの了承と、DAがUPIASの基本原理に「同意する」こと、そして「私」も含めてDAから4～5名のメンバーが参加できること(既にそこには4名のDAメンバーの実名が挙げられている)などが記されている(UPIAS, 1975c: 1)。ポールはこのようにタウンゼントからの合同会議開催に係る条件への合意を報告したうえで、C17では、UPIASメンバーに向けて、4人の会議参加者の推薦とオブザーバーとしての参加希望者の応募を求めている(UPIAS, 1975c: 2)。

その後、UPIASでは、組織内回覧文書(*Internal Circular: IC*)を通した呼びかけに応じて、15名のメンバーがUPIAS代表として会議への出席を希望したが、運営委員会での検討の結果、ポール・ハント、ヴィック・フィンケルシュタイン、ケン・デイビス⁷⁾、リズ・フィンケルシュタイン⁸⁾の4名が会議出席者として選出された。DA側からは、ピーター・タウンゼント、チャールズ・テイラー、ベリット・スチューランド⁹⁾、ポール・ルイスが選ばれている。また、両組織からそれぞれ6名ずつのオブザーバーも参加することになった。

合同会議は、ロンドンの脳性まひ者協会(Spastics Society)の会議室において1975年11月22日に開催された。この会議の終了後、UPIASはまず、録音テープをもとに逐語録の作成に取り掛かった。さらに、この逐語録から要約がまとめられ、UPIASの運営委員会とDAの役員からの確認・承認を経た上で、両組織からのコメントが付記され、FPDとして公表されることになった。

2 FPDの構成と3つのテーマ

リーズ大学障害学センター(Centre for Disability Studies)のホームページのアーカイブにおいて公開されている無削除版のFPDは、1997年にマーク・プリストレイ、ヴィック・フィンケルシュタイン、ケン・デイビスのコンサルテーションを受けつつ、1976年11月公開のオリジナル版からスキャンされ、リフォーマットされたものである(UPIAS and DA, 1997)。この公開ドキュメントの他に、筆者の手元には、筆者が2011年5月にリーズ大学障害学センター元教授のコリン・バーンズ氏から複写させていただいた合同会議の録音テープを起こした逐語録(UPIAS, 1975d)があるので、次章からのFPDの検証においては、公開されているFPD本体とこの逐語録を用いることにする。

先ずここではFPDの構成とその概要を紹介しよう。

FPDは、イントロダクションを除いて3つのドキュメントから構成されている。一つは「合同会議議事録の要約」、二つ目は「UPIASからのコメント」、そして三つ目が「DAからのコメント」である。この冊子の表紙には、UPIASとDAの正式名称と『障害の基本原理 *Fundamental Principles of Disability*』というタイトルが掲げられ、タイトルの下には、この冊子が1975年11月22日に開催された会議の要約であり、両組織からのコメントが付記されていることが記されている。

2ページ目のイントロダクションには、この冊子の構成、議論の進行方法などとともに、この会議における発言はカセットレコーダーで録音され、その録音テープはUPIASによって希望する障害者に貸与される、という但し書きがある。3ページ目からが「合同会議議事録の要約」であるが、会議は参加者に対する謝辞や両組織のスピーカーの紹介などの後、UPIAS側があらかじめ準備していた声明を

ポールが読み上げるところから始まっている。

さて、FPDの議論において繰り返し出現するテーマは大別すると以下の3つに整理できる。

- 1) 基本原理への同意と「DAの矛盾」について。
- 2) 身体障害者の貧困問題に関する認識について。
- 3) 「障害者の包摂」をめぐる。

これらのテーマをめぐる議論は、単線的な流れではなく、それぞれのテーマとそこに内包される論点が相互に関連付けられながら、常に行きつ戻りつを繰り返しつつ展開されてゆくことになるのだが、そのストーリーラインを概略的に述べると、先ず、(1)においてDAが同意した基本原理とDAの組織構造や活動実態との「矛盾」がUPIAS側から指摘され、(2)(3)において、その「DAの矛盾」の具体的内容をめぐって議論が展開されてゆく。主としてそれは、UPIAS側が「DAの矛盾」を追及し、DA側がそれに応答するという展開を辿るのだが、その過程において、UPIAS側のディスアビリティをめぐる思考が明らかにされてゆく。以下、上記3つのテーマに即してFPDにおける議論を検証してゆこう。

3 基本原理への同意と「DAの矛盾」について

会議はDAがUPIASの提示した基本原理に同意したこと(既述の通り、これが合同会議開催の条件だった)に関するポールの「問いかけ」を口火として開始される。この「問いかけ」は、FPD全体を通して、「DAの矛盾」という符牒とともに、UPIAS側から繰り返し発せられる一群の陳述を伴っている。その陳述とは、ディスアビリティの本質を把握し得ず、旧来の枠組みから脱し得ないDA

をはじめとした既存団体への批判と、UPIASの革新性を主張する陳述である。

先ず、ポールはDAが彼らの組織目的と方針を維持しつつ、基本原理に同意することが「なぜ可能なのだ」と問いかけ、再度、UPIASが提示した基本原理を確認する。すなわち、基本原理とはインペアメントを有する身体障害者に対する社会的抑圧がさまざまなディスアビリティを生み出しているという認識を基盤とした原理である(UPIAS, 1975d: 2)。

このUPIASが提示した基本原理は、FPD巻末のUPIAS側のコメントにおいて、より精緻なロジックでまとめられている。そこでは身体障害者がこの社会における被抑圧者集団であることを明確に理解するためには、身体的なインペアメントとディスアビリティと呼ばれる社会的状況とを区別して捉えることが必要である、と述べられ、それぞれの定義が以下のように明示されている。

インペアメントを一部或いはすべての四肢の欠如、もしくは四肢あるいは身体器官、身体機能の不全を意味するものとして定義し、さらにディスアビリティを身体的なインペアメントを持つ人のことを全く、または殆ど考慮せず、社会活動の主流から排除している現代の社会組織によって生み出された不利益または活動の制限と定義づける(UPIAS and DA, 1997: 20)。

会議冒頭に発せられたDAに対するポールの問いは、このUPIASが提示した基本原理とDAの組織構造や活動方法などが、本来、相容れないものであるにも関わらず、DAが基本原理に同意することが「いかにして可能なのか」という問いであった。UPIAS側はさらにこの問いに続けて、「DAの矛盾」について、以下の点を具体的に指摘する。

- 1) 基本原理に同意しつつ、なぜ、ディスアビ

リティの原因にではなく、その「症状」の一つである貧困問題を単独で取り扱おうとしているのか。

- 2) 基本原理に同意しつつ、なぜ、組織構造・運営において、健常者の専門家に依存し、障害者たちの積極的な参画を求めないのか。
- 3) 「DIGの失敗」を基に結成されたDAが、なぜDIGと同じ轍を踏もうとしているのか。

1) の指摘は *FPD* の2つ目のテーマである「身体障害者の貧困問題に関する認識」へと連動してゆくものであるが、そこでは、基本原理に即して考えれば、障害者が置かれている貧困状態が教育や労働、モビリティや住居などにおいて発現されるものと同様に、抑圧の一つの症状、すなわち、ディスアビリティの一つの出現形態に過ぎず、それ自体が原因ではないことが主張される。そして、にもかかわらず、DAがこの一つの症状へ活動を焦点化することによって、ディスアビリティの原因との対峙を回避していることが批判されるとともに (*UPIAS*, 1975d: 2)、このような症状である単一 이슈へ傾斜するDAにおいて、ディスアビリティの原因を直視せよという指示的命題である基本原理に同意することがそもそも「いかにして可能なのか」と問うのである。

2) の指摘は3つ目のテーマである「障害者の包摂」へと展開してゆく指摘である。上に見たように、*UPIAS* が提示した基本原理は身体障害者に対するさまざまなディスアビリティとそれを再生産してゆく「抑圧」を障害者問題の本質として把握するものであるが、*UPIAS* 側はこの基本原理における障害者問題の認識から、必然的に障害者運動の組織化・構造化及びその活動において、ある原則が演繹されると主張する (*UPIAS*, 1975d: 2)。その原則とはすなわち、日々、抑圧に晒され、さまざまな生活場面で多様なディスアビリティを被り続けている身体障害者こそが、障害者

問題の解決に向かう主体であるべきだ、という当事者性をめぐる原則である。この原則を確認したうえで、*UPIAS* 側は、少数の非障害者である専門家たちを組織リーダーに位置づけ、彼らによって組織が主導されているDAにおいて、基本原理に同意することが「いかにして可能なのか」と問うのである。

3) の指摘は「DIGの失敗」に係るDAの認識を問うものである。既述の通り、*UPIAS* は「DIGの失敗」を、第一に、所得イシューへの傾斜・閉塞という「失敗」として、第二に、この所得イシューへの焦点化によって、「少数の専門家への依存」と「多数の大衆障害者メンバーの受動的な位置づけ」をもたらすことになったという「失敗」として捉えていた (*UPIAS*, 1975d: 2)。そして、彼らはこの「DIGの失敗」から学ぶことを通して、ディスアビリティの原因と対峙しつつ、さまざまなディスアビリティに包括的に取り組むという活動原則と、身体障害者自身が主導し、すべての障害者メンバーたちの積極的な参画を求める組織化・構造化の原則を獲得したのだ (*UPIAS*, 1975d: 2)、と主張する。

このように述べたうえで *UPIAS* 側は、彼らと同じように「DIGの失敗」を契機として結成されたはずのDAが、細かな点を除けばDIGに極めて類似しており、むしろ、民主的な組織運営という観点からすると、DAは「DIGよりも後退している」のではないか、という疑問を投げかけるのである (*UPIAS*, 1975d: 2)。

この「DIGの失敗」に係る両組織の対照的な認識については、*FPD* 巻末における *UPIAS* 側のコメントにおいても再度強調されている。

DAは、DIGや他の組織による「10年」にわたるキャンペーンの失敗に対して、大きなフラストレーションと怒りをもって反応したものの、

この失敗がどのように生じたのか、という根本的な問いについてはネグレクトしたので(UPIAS and DA, 1997:17)。

UPIASは、DAが「DIGの失敗」を、1) 政府に十分な圧力を与えなかったこと、2) 包括的な所得保障政策に関して大衆を十分に教育できなかったこと、3) 彼らの政策を政府に受け容れさせるために必要な「権威」を持ち得なかったこと、の3点において捉えたことの皮相性を批判しつつ、本来、そこに見るべきであったものは、所得保障アプローチそのものが孕む「基本的な弱点」であったはずだと指摘するのである(UPIAS and DA, 1997:17)。そして、このような「DIGの失敗」に関するDAの皮相的理解とは対照的に、UPIASの基本原則こそが、DIGが内包していた弱点から脱し、ディスアビリティの本質に係る認識によって導出されたものである、と主張するのである(UPIAS and DA, 1997:18)。

さて、このようなUPIAS側から指摘されたこの三つの「DAの矛盾」をめぐる、その後の議論は、DA側の反論・弁明・譲歩などの応答と、UPIAS側の再反論・批判・評価などの対応が繰り返されつつ展開してゆくことになるのだが、UPIAS側が、その際、用いた一つのレトリカルな戦略は「対照化」である。それは自らと他者の形態・思考・活動方法と内容、及びこれらを規定してゆく原理を対置しつつ、その差異を際立たせ、自らの「正しさ」と他者の「誤り」を説得的に明示する戦略である。以下、それを幾つか例示してみよう。

ポールは会議の冒頭、上述のように、「DAの矛盾」を指摘した後、直ちに基本原理に即したディスアビリティに関する「われわれ」の立場の明確性、すなわち、「われわれ」のインベアメントに対して、孤立化や社会参加からの排除などの方法によって課せられてい

るディスアビリティと対峙する立場の明確性と、DAのそれとを対照化し、DAが「極めて矛盾に満ちている」ことを指摘する(UPIAS, 1975d:2)。

また、DA側の代表者であるタウンゼントが(自らのアカデミック・コミュニティの)「社会学者たちの声」として、原因と症状が複雑に絡まっているという「事実」に言及した際、ヴィックは「複雑さがあなた方を迷わせていることは明らかだが」と、やや皮肉を含ませながら、UPIASがその複雑な問題について時間をかけて吟味し、「根本的なイシュー」を見出してきたこととは対照的に、(DIGやDAを含めて)所得問題に専心してきた多くの組織の「失敗」は、この「根本的なイシュー」を掴み損ね、それらと対峙できなかったことにある、と指摘している(UPIAS, 1975d:12)。

UPIASがFPDのコメントにおいて、最初の項目タイトルとして置いたのは「素人 vs 専門家」というまさに対照化を象徴するタイトルであった。おそらくFPDの読者の多くは、このタイトルから、社会学者や政策通の「専門家」たちの主導によって活動するDAの「専門家」性と、身体障害者のみを正会員とする「素人」集団であるUPIASとの対照化を予測しつつ、この節を読み進めるものと思えるが、しかし、その期待は裏切られることになる。

UPIASは彼らの原理的アプローチと対置する形で、DAの「問題の原因とその症状の区別の困難さ」を指摘する社会学者の言明や、「専門家」の配置によって自らの主張に権威を持たせ、政治的パワーを保持しようとするやり方が、いかに「原理なき素人っぽい」アプローチであるかを強調する(UPIAS and DA, 1997:15-16)。すなわち、UPIAS側は基本原理を持たずに症状の発現に右往左往する「素人」であるDAが、自らを「専門家」集団であると自己規定することの滑稽さと危

険性を指摘し、そこにおいて「素人 / 専門家」の意味を転換させたのである (UPIAS and DA, 1997: 16)。例えばUPIASは、自らが社会学者であることを強調し、その主張の「正しさ」を裏付けようとしたタウンゼントへの皮肉とも取れる喩えを持ち出している。

大学で社会学の講義をするために教室に入ってきた教授が、「社会学の基本原則について考えていなかった」と言いながら、授業を始めようとする様子を想像してほしい。教室のまじめな学生たちは、この教授からかわれており、教授が彼らの教育ニーズに対して傲慢な態度をとっていると思うだろう (UPIAS and DA, 1997: 17)。

このように、UPIASはFPDにおいて、DAが基本原則へ同意しつつも、基本原則を基盤とした組織構造・イシューの焦点化を図ろうとはしてこなかった点を「DAの矛盾」という符牒において繰り返して指摘しつつ、この矛盾を孕んだDAとの対照化において、自らの立場の明確性を強調したのである。付言すれば、この対照化というUPIASのレトリカルワークは、当時の既存の障害者組織とそれまでの障害者運動に対するラディカルな批判であったとともに、それらの組織とUPIASとの明確な差異を際立たせる作業でもあったと言えるだろう。

4 貧困問題に関する認識をめぐって

FPDにおける二つ目のテーマは、DAが焦点化した身体障害者の貧困問題に関する認識をめぐらるものである。最初にUPIAS側の認識から見てゆこう。

既述の通り、UPIASは彼らの(DAも同意した)基本原則を基盤に置くと、障害者の貧困は「われわれが被っている『抑圧』の一つの『症状』に過ぎない」ことを指摘し、そ

れが抑圧の原因ではないことを強調する (UPIAS, 1975d: 2)。

ここで彼らが指摘する症状とはディスアビリティの一つの発現形態を意味するものだが、UPIASはこのような単一の症状を問うことよりも、これら一つ一つの症状を生み出し続ける根源にある原因をストレートに問うことの重要性を主張するのである (UPIAS, 1975d: 2)。なぜなら、このような原因との対峙によってこそ、障害者運動が社会変革に向かうその闘いにおいて、自らのエネルギーを傾注する「真の敵手」を見出すことができるからだ (UPIAS, 1975d: 2)。故にUPIASは、「DIGの失敗」からの学びを通して、貧困問題を「われわれの社会への完全参加を求めるより広い闘いの文脈」に位置づけ、貧困を含めた「われわれが被っている抑圧のすべての側面」を包括的に捉えるべきであると主張する (UPIAS, 1975d: 2)。

前節でも触れたが、この原因と症状に関する議論において、社会学者であるタウンゼントは、この両者を区別することの困難さを指摘する社会学者の声をUPIASも「謙虚に聞くべきだ」と、社会学者の「権威」を纏いつつ主張したが (UPIAS, 1975d: 12)、これに対して、ヴィックは怒りの感情を露わにしつつ、安全な場所から「原因と症状の区別が難しい」などと泰然と腕を組む社会学者たちと違って、ディスアビリティを被り続けている障害者たちにとって、原因と症状を明確に区別することがいかに切実な問題であるかを主張する (UPIAS, 1975d: 12)。

また、UPIAS側は、そもそも既にDIGという貧困を焦点化する組織が存在しながら、なぜ、同様に貧困問題という単一イシューに取り組むDAが必要なのか、という問いを投げかける (UPIAS, 1975d: 2)。後でも触れるが、この問いに対してDA側は「DIGとDAとの差異」を主張したが、UPIASは直ちにそれに反論し、UPIASが「DIGの失

敗」からの学びによって回避した既存の障害者組織が持つ弱点、すなわち、1) 所得イシューへの限定的取り組み、2) 少数の専門家たちへの依存、3) 議会活動への活動の集中、などの点において、DAは「DIGと同様の弱点を持っている」と指摘する(UPIAS, 1975d: 2)。

このようにDAのDIGとの同質性を批判した後、さらにUPIASは、DAが「身体障害者の貧困」という社会問題に関して「専門家」を装ってはいるものの、実は彼らは、DIGなど既存の運動組織と同様に、この貧困問題の本質を把握できずにいることを指摘する。

DAの分析は、貧困の原因が「通常の雇用からの排除」であるという基本的な問題を看過し、貧困をまったく経験的に説明される必要のない現象であるかのように見做しているようだ。しかし、身体障害者が貧困に晒されないようにするためには、「通常の雇用への統合」を求める努力が必要であり、それは現在の社会制度を改革してゆくための最も重要な闘いの一つである。そして、この「通常の雇用からの排除」という問題は、他のさまざまなディスアビリティと分かち難く結びついているのだ(UPIAS and DA, 1997: 22)。

このように主張しつつ、故に「身体障害者の貧困」という社会問題は、その解決において、より科学的に、知的な厳密さを持って取り組まれる必要があることを、UPIASは強調するのである(UPIAS and DA, 1997: 22)。このようなUPIAS側の、なぜ一つの症状に過ぎない貧困問題のみに焦点を当てるのか、という問いに対して、DA側は貧困問題に焦点を当てることは「間違っていると思わない」と反論し、なぜなら、「所得保障というイシューが障害者の生にとって極めて重要な事柄だからだ」と主張する(UPIAS, 1975d: 4)。

この点については、FPD巻末に掲載されているDAのコメント部分において詳細に言及されている。そこでは、DAがUPIASの「ディスアビリティは社会的条件によって起因する社会的状況である」という主張に同意したが、同時に、経済的問題が身体障害者の抑圧において「極めて重要な問題」であり、それが身体障害者の隔離と孤立化の「主要な要因」であると述べている。具体的には所得の欠如が、障害者の社会的状況に係る他の側面よりも、彼らの生活にはるかに大きな影響を与えていること、そして、事実として、障害者の被抑圧的なすべての個別的側面は、彼らの経済的地位に密接に関連付けられていることを主張する。そこでDAは「金は力である」ということわざを引きつつ、障害者たちの貧困状態が、障害者の地位を「扶養家族の地位」に留め置いていること、そのことはまた、障害者たちの「自由な選択に係る権利」に深刻な影響を与えていることを指摘している。

DAは「故に」と続け、自らの組織目的は、障害者への合理的かつ継続的な所得保障政策の未整備がいかに障害者の生活に深刻な影響を与えているかということに関して大衆の注意をひきつけ、同時に、近年の所得保障に係る国の法律とその運用実態が、どのように「障害者の隔離 segregation」を招来してしまっているのか、また、それがいかに「二級市民」として障害者を扱うことになってしまっているのか、などの事実を大衆に知らしめることにある、と述べている。さらに、DAが提案する「包括的な所得保障政策」の導入が、障害者を取り巻くこれらの「抑圧的な社会的状況」に対して実質的な改善をもたらし、社会における障害者たちの地位に根本的な変化をもたらすだろう、と彼らは主張している。

このように述べたうえでDAは、貧困問題が障害者の抑圧と隔離に係る「一つの症状以上のもの」であることの証拠として、女性

解放運動の歴史を取りあげている。その中で彼らは、女性解放運動が女性たちの「社会的地位と所得の関係」がいかに関接に関連しているかということ明らかにしつつ、「自らの生の自己統制」を最も効果的に獲得できる方法が「所得の獲得」であることを認識したが故に、その活動のエネルギーを主に「所得保障と雇用機会のアーナ」に集中させてきた、という「歴史的事実」に言及している (UPIAS and DA, 1997 : 32)。

次に DA は UPIAS 側の「DA と DIG の類似性」という指摘に対して、DIG と自らの差異を強調しつつ、返す刀で DA の反動性を指摘した UPIAS をも批判する。すなわち彼らは、DIG がその組織方針において、自らのキャンペーンによって障害者たちが具体的に何を獲得できるのかを明示できていなかったという点、そして、その革新性を打ち出す UPIAS でさえも、その活動によって障害者たちにどのような具体的な利益がもたらされるのかを明言できていない点などを指摘し、それに比して DA は具体的な獲得目標や数値データを提示することができたこと、故に「政府と交渉しうる条件」を確保し得たことを誇示するのである (UPIAS and DA, 1997 : 9)。

このような DA の反論に対して、UPIAS 側は DA の貧困問題に関する誤った認識による障害者問題の個人化、及び「専門家支配」の強化をめぐる批判にその論を移してゆく。ヴィックは、DA が障害者の所得保障政策に係る運用方法として提起した「障害程度のアセスメント」という方法に内包される固有のロジックが、いかに障害者問題を個人化し、障害者の生における「専門家支配」を強化する方法であるかを次のように批判する。

DA は専門家たちの委員会が関与する、「巻尺のようなもの」による「障害程度」のアセスメントを通じた問題の解決を提起するが、われわ

れ身体障害者たちは既にミーンズテストの対象にされている。そして、このことが何を意味するのかを、われわれは既に体験的に熟知しているのだ。すなわちそれは、専門家たちが障害者を完全に支配することを恒久化することに他ならない方法なのだ (UPIAS, 1975d : 12)。

この「巻尺」という比喩は、FPD 巻末の UPIAS 側のコメントの中で、「ディスアビリティを巻尺で測ること」というタイトルにも用いられているが、そのコメントにおいても UPIAS は、所得保障政策から「障害者を装う人」を排除するために、「障害の程度」を厳格に、かつ客観的に測定することを求める DA の主張を次のように批判する。

すなわち、第一に、DA のようなアプローチは、本来、ディスアビリティの社会的原因を直視し、障害者のインテグレーションを実現するための社会変革に向かうべき闘いを、「障害程度と金銭の問題に係る矮小な交渉事」に置換させてしまうと同時に、障害者たちが自分たちの家族にできる最大限の貢献を「より障害の程度が重く、依存的であるように装うこと」にしてしまう、という批判である (UPIAS and DA, 1997 : 25)。

第二に、DA のアプローチは、身体障害者たちの多くが共有している、ある「おぞましい体験」を再現するものである、という批判だ。すなわち、検査用具で武装した専門家たちの前に無防備な裸像を晒し、そのプライバシーを赤裸々に暴かれる身体障害者たちという、彼らが幼少時より体験してきた「おぞましい光景」を DA のアプローチは再現するのだ、という批判である。

「専門家」たちがその「巻き尺」を用いることで、われわれの人間としてのプライバシーと尊厳の最後の痕跡が冒されるのだ。…略…それはぞっとするような光景だ (UPIAS and DA, 1997 : 25)。

このような「巻尺で測ること」という比喻によって、障害者問題の個人化と医療化、そしてそこで行使される専門家支配に対する批判を展開してゆくUPIAS側のロジックは、その後の障害者運動や障害学において、個人欠損モデル (individual deficit model) や医学モデル (medical model) に対抗する批判のロジックとして継承され、定型化されてゆくことになる。

さて、合同会議におけるヴィックの批判に対して、タウンゼントはディスアビリティの程度¹⁰をアセスメントしないで、どのように所得保障政策の対象者を規定するのだ、と反論し、UPIASは障害者の所得保障について何ら具体的な提案をしていない、と指摘したが (UPIAS, 1975d: 13)、ヴィックはこれに対して「問題の本質は『障害の程度』にあるのではない」と応じ、「問題の本質」は「身体障害者が社会によって『無力にされている』ことだ」と再び強調する (UPIAS, 1975d: 14)。

しかし、タウンゼントも引かず、UPIASは「障害の程度」に軽重があることに同意しないのか、そもそもUPIASは身体的インペアメントをどのように定義づけているのか、と畳みかけてゆく (UPIAS, 1975d: 14)。このタウンゼントの追求に対して、ヴィックは「確かに定義の問題はわれわれにとっても重要だ」と応じるが、その後をポールが引き取り、もし、DAがインペアメントの定義に関する議論をしたいのなら、「別の会議」をアレンジしよう、と提案し、「われわれはこの合同会議において、互いに同意した目的を持っていたはずだ」とこの会議の目的に即した議論に戻ることを提案する (UPIAS, 1975d: 14)。

タウンゼントは、このポールの嗜めを受けつつも、さらにDAの所得保障政策の提案を批判するUPIAS側が、どのようなオルタナティブを持っているのか、と追求し、その

うえで「貧困問題に取り組むための、建設的な『もう一つのアプローチ』を互いに提供し合えないのであれば、これ以上、議論を続けることは難しい」と、恰もUPIAS側の「オルタナティブの欠如」故に、会議の継続が困難であるかのようなレトリックを用いている (UPIAS, 1975d: 14)。タウンゼントのこの主張に対して、ポールはUPIAS側のオルタナティブはすべてPSに明確に提示されていること、そして、やや皮肉を交えて「あなた方は注意深くそれを読んでいなかったようだが」と前置きしつつ¹¹、「貧困問題は、他のすべてのディスアビリティに係るイシューと統合的に扱われるべきだ」というUPIAS側の主張を再び繰り返している (UPIAS, 1975d: 14)。

このように、タウンゼントが発した「貧困問題をめぐるUPIASのオルタナティブとはいかなる提案なのか」という問いに対する合同会議におけるポールの応答は、些かそっけないものであったが、FPDのコメントではUPIAS側の「オルタナティブ」がより詳細に示されている。それを少し辿ってみよう。

UPIASは、身体障害者たちが抱え込まされている身体的インペアメントと関連した「固有の貧困形態」が、「労働が制度化される方法」によって、非障害者と同等の収入を得る機会から「われわれ」が「排除されている」という事実起因するものである、と主張する。そして、この労働機会からの「排除」は、通常の仕事に就くための条件や準備からの「排除」と連動していること、例えば、身体障害児が就労以前の教育の段階で、通常教育から排除され、身体障害者たちが交通手段の柔軟な利用ができない状態に置かれ、また、通勤に便利で適切な住居を見つけることから排除されていること、などと連動しているのだ、と述べる。そして、故に、ディスアビリティと貧困の本質を捉えるためには、「社会の制度化」について分析してゆくことが喫緊

の課題であるのだ、とまとめている。

このように整理したうえで、さらにUPIASは、「障害者であることを装う」フリーライダーを所得保障政策から排除するために提起された「障害程度を巻尺で測る」というDAのアセスメントを批判しつつ、これに代わるUPIASのオルタナティブを提示している。

まるでわれわれが「物」であるかのように、DAが身体障害者（彼らが言うところの<障害の程度>）をアセスメントしようとするのに対して、ユニオンは身体障害者を取り巻いている「物」（われわれが<社会の制度・組織>というところの『物』）をアセスメントすることを提起する。われわれが労働から十分な収入を得て自らのニーズを満たすことを阻害している「物」が社会制度であるがゆえに、身体障害者とその支援者たちによってアセスメントされる必要があるのは、「社会制度」の方なのだ（UPIAS and DA, 1997: 27）。

UPIASはこのように述べたうえで、日々、ディスアビリティを被っている障害者たちが、そのディスアビリティを創出・再生産してゆく「物」（社会制度）をアセスメントする権利を持ち、多くの「有能な専門家たち」がこの社会制度をアセスメントする委員会に貢献できるのは、「障害者の本当の利益」という観点から社会制度を捉えることに専心する限りにおいてである、と主張し、最後に、このような提案こそが、「身体障害者を巻尺で縛って、干渉して、詮索して、支配しようとするDAのやり方」に対する「現実的なオルタナティブ」なのだ、と述べている（UPIAS and DA, 1997: 27）。

このようにUPIASはそのコメントにおいて、会議における「オルタナティブとは何か」というDA側の問いに丁寧に応じたうえで、再びDAの狭小なアプローチが内包する問題点を指摘してゆく。すなわちそれは、DA

が求める「包括的な所得保障政策」というものは、チャリティへの依存を余儀なくされてきた身体障害者たちの歴史を再び繰り返すことにもなりかねない、という指摘である。なぜなら、DAの所得保障政策は「われわれ」の自立とメインストリーミングを促進する代わりに、「国家的なチャリティ」に対する「われわれ」の依存性を固定するものであるからであり、それは「物乞いのための新しい皿」を用意することに他ならないからだ、という（UPIAS and DA, 1997: 22）。

このように見ると、UPIASにおけるDAの貧困問題へのアプローチに対する批判は、やはりひとりDAに対する批判にとどまらず、障害者問題をめぐる伝統的で支配的な、そして強固な「固有のロジック」、すなわち、障害者問題を個人化し、医療化しつつ、その問題を障害者個人の悲劇・不運と意味づけ、障害者たちが被っている社会的不正（ディスアビリティ）を隠蔽し、さらにこの障害者たちの悲劇・不運の源泉にあるインペアメントを治療・慰撫することによって、彼らを恒久的に支配しようとする、伝統的かつ支配的な「障害の政治」にまで達する批判であり、故にこそ、それは当時のマスターフレームであった「反管理」の思潮と共振し得たのだと言えるだろう。

5 「障害者の包摂」をめぐって

FPDの三つめのテーマは、基本原理から導出される「障害者の包摂」という組織構造化・組織活動の原則をめぐるのである。

UPIASは基本原理に同意するのであれば、必然的に、障害者たちが、ディスアビリティとの闘いにおいてより主体的な役割を担いうる組織構造を追求すべきであり、その活動においても、すべての障害者メンバーが主体的役割を担うはずである、と主張する。すなわち、障害者たちを専門家の教育や指導の客体

から、或いはチャリティの受動的対象から解放し、ディスアビリティを再生産してゆく社会を変革する主体として位置づけ直すこと、これが基本原理から必然的に要請される原則であることをUPIASは主張するのである。そのうえでUPIASは、基本原理に同意したはずのDAがこの原則を自らに課すことをせず、DIGのような既存の組織と何ら変わることなく、「専門家による主導」、「大衆障害者のネグレクト」を繰り返していることの矛盾を指摘する。

UPIAS側はDAが一般障害者メンバーをその組織活動に参画させていないことの一つの証拠として、DAの組織綱領が一般障害者たちの参画を排除して、30名程度の専門家たちによってのみ作成されたこと、また、このUPIASとの合同会議開催について一般障害者メンバーへの告知がされていなかったこと、などを指摘している(UPIAS and DA, 1997: 9)。

以下、このような「組織構造・活動における障害者の包摂」に係るUPIAS側の問いに対するDA側の応答のロジックとUPIAS側の反論を辿ってゆこう。DAの応答のロジックはおおよそ以下の6つに分類できる。

- 1 自然発生的であること。
- 2 協議体であること。
- 3 教育体であること。
- 4 組織に権威を持たせる必要があったこと。
- 5 組織運営・活動の方法は多様であること。
- 6 UPIASの指摘を一定程度受け入れ、改善を図ること。

1から5はUPIAS側の指摘に対する反論或いは弁明であり、6は譲歩である。

第一のロジックは、DAという組織が当時の「特殊な事情」において、切迫感を持った多くの障害者組織によって「自然発生的に」結成された組織であり、故に基本原理が求め

る「障害者の包摂」の実現には未だ至っていない、という弁明のロジックである。

このDA側が持ち出した当時の「特殊な事情」とは、1974年3月に返り咲いた労働党の第2次ウィルソン内閣が障害者の所得保障政策の改正についてネグレクトし(UPIAS and DA, 1997: 6)、故にその時の障害者たちの置かれた貧困状況が「絶望的」(UPIAS and DA, 1997: 4)であったという事情である。そして、このような新政権における障害者の所得保障に関するネグレクトを招いた主要因として、DAはDIGをはじめとする既存の障害者団体が政治的パワーを持ち得なかったことを取りあげ、故に、このような政治的影響力を発揮し得ないDIGなどに代わって、政権に対抗しうる新たな協議体の設立が「自然発生的に」、すなわち、当時の「特殊な事情」への即時的反応として提案されたのだ、と主張する。そして、彼らはこのような障害者を取り巻く政治の「特殊な事情」を見ない限り、DAの存在意義を人々は理解し得ないだろうと述べている(UPIAS and DA, 1997: 6)。

多くの人々と相談した後、1974年の9月か10月頃だったと思うが、われわれは全く自然的に、下院において一つの会議を持った。その会議には多くの組織の代表が参加した。そしてその会議において、政権に対抗する新たな動きをもたらすために、多数の異なった組織が参加する協議体の結成が提案されたのだ(UPIAS and DA, 1997: 6)。

DA側はこのように、当時の「特殊な事情」が障害者の所得保障という危急の課題に、障害者運動を集中させる必要があり、「自然発生的に」協議体としてのDAが組織されたことを強調しながら、故に一般障害者メンバーを十分に組織活動に包摂しうる組織構造の構築や活動原則の成文化にまでは至らなかった、

と弁明するのである。

彼らの用いるこの「自然発生的に」という符牒には、二つの含意がある。一つは当時の「特殊な事情」において危急の課題へ取り組むべく「自然発生的」に結成されたDAであるが故に、それは未だ暫定的な組織構造のままであること、すなわち、DAの組織構造は今も「変わりうる」可能性を内包していること、したがって、UPIASのように性急にDAの組織構造や活動方針を批判する姿勢は「寛容さに欠けるものである」という含意である。実際に、会議の後半において、タウンゼントは次のように、UPIAS側に「寛容さ」を求めている。

われわれは昨年の末に、ある意味、不完全な状態でスタートして、この時点で未だ暫定的な綱領さえ持ち得ていない。…略…現段階で、われわれは組織メンバーの完全な参加と討議の実現を図ることが困難である。…略…あなた方は、われわれがあなた方が求めるところの「障害者の組織」たらんとする努力が足りていないと指摘するが、それは少々、不寛容な態度ではないか (UPIAS, 1975d: 17)。

「自然発生的に」という符牒のもう一つの含意は、「自然発生的に」集結しなければならない「特殊な事情」における、いわば「小異を捨てて大同につくこと」の意義の強調であり、UPIASが求めるような基本原理への合致を「自然発生的」協議体であるDAに求めることの「不自然さ」を強調する、という含意である。例えば、ステューランドは「特殊な事情」において求められるのは、「一致団結してこの難局を切り抜けよ all hands to the pumps」という姿勢である、と述べている (UPIAS, 1975d: 4)。

このようなDA側の「自然発生的に」というレトリックにおけるこの二つの含意、すなわち、「未だ暫定的な組織構造であること

への寛容を」及び「小異を捨てよ」という二つの含意に対して、UPIAS側は「障害者たちの組織への包摂」は本質的な問題であり、それは専門家たちによって組織が構造化された後に、順次進められるようなものではない、と反論する (UPIAS, 1975d: 17)。「障害者の包摂」が本質的な問題であることの謂いは、ディスアビリティとの組織的な闘争において、障害者組織は「障害者自身の経験」から自らの闘いの動因と資源を得る必要があるからだ。

このようにUPIASは、暫定的な組織構造であることが「障害者の包摂」のネグレクトを許容する根拠とはならず、また、「障害者の包摂」は障害者組織において、決して「小異」といいうるものではなく、むしろ、それは障害者運動に取り組む組織の本質的要素であることを主張するのである。

FPD 巻末のUPIAS側のコメントは、DAの「自然発生的に」という弁明に対して、さらに辛辣な批判を加えている。そのコメントの該当項目には『「自然発生的に」はすべての言い訳となる』というタイトルが付けられている。このコメントにおいて、UPIAS側は先ず、DAによる「自然発生的に」という言葉が、自らの素朴さ・純粋さを表象するレトリックとして用いられていることを指摘する。すなわち、DAは障害者の所得保障に係る「政府の無策」と、それに十分な組織的対応ができなかった「権威なき」既存の障害者団体に対する素朴で純粋な「怒り」のもとに団結したことを表象するためのレトリックとして、彼らの結成が「自然発生的」であったと言い募るのだ、という指摘である。

しかし、とUPIAS側は続ける。「怒りによって結束する」という行動は、DAの専売特許ではなく、「真の意味で苦闘している」すべての障害者組織もまた「怒り」を持って結集したのだ、と彼らは主張する。故に、「怒りを持って自然発生的に結束した」ことをもって、「問題の本質を見誤ったこと」、

「問題の本質に対して無知であったこと」を弁明することなどできない、とUPIAS側は指摘するのである。

このように、DAの「自然発生的に」を用いたレトリックによる弁明を退けた後でUPIAS側は、DAが「問題の本質を見誤った」証拠として、彼らの「DIGの失敗」に関する分析を取りあげる。DAが「DIGの失敗」において見出したのは、先に見たように、政府に十分な圧力をかけられなかったことや、包括的な所得保障政策に関して大衆を十分に教育できなかったことなどであったが、このような分析こそが「怒り」の感情に寄りかかったものに他ならず、この表層的な分析によって、DAは「根本的な問い」を問うことができなかつたのだ、とUPIASは指摘する。続けてUPIASは、「怒り」の共有を免罪符にしつつ「根本的な問い」を問うことができなかつたDAは「ただ皮相的な対抗運動の可能性だけを見ていたのだろう」と断じている(UPIAS and DA, 1997: 17)。

このように述べたうえで、UPIASは自らのアプローチをDAのそれと対照化するレトリックをここでも用いている。すなわち、DAが「自然発生的に」集結の契機とした「怒り」は「われわれ」のPSの中にも明瞭に表現されているが、しかし、「われわれ」はディスアビリティと闘うために、身体障害者たちが社会によって抑圧されていることを明確に認識することで、その「怒り」を昇華させたのだ、と。そして、ディスアビリティを捉える基本原理の提示によって、「われわれ」はDAのような、そして、これまでの障害者組織においても伝統的な、素人っぽい「自然発生的」集結という方法からの訣別を果たしたのだ、と彼らは主張するのである。

2つ目のDAの応答のロジックは、DAが「協議体であること」を主張するロジックである。

まず、DAは自らが「協議体であること」

の意義を誇示する。彼らは先述した障害者の所得保障をめぐる「特殊な事情」において、「障害者のため for the disabled」結成された組織と、「障害者自身による of the disabled」組織とを結び付ける協議体を結成したことの意義は「過小に評価されるべきではない」と主張する。

それぞれが自らの組織の党派性と組織への忠心を抑制しつつ、共通の目的のために連帯しようとする意志は、従来の障害者組織とは大きく異なり、それは、ある意味、革命的とも言えるものだった。…略…このことの意義は決して過小に評価されるべきではないだろう。ますます多くのセルフ・ヘルプ・グループがDAに加入してきており、また、多くの組織が、われわれの活動に関心を持ち始めているのだ(UPIAS and DA, 1997: 7)。

このように「協議体であること」をアピールしたうえで、DAは個人会員を持たない組織であること¹²⁾、故に、「障害者の包摂」という課題は、DAの個々の傘下組織の組織構造や運営方法の問題であるが、協議体としてのDAはこれら傘下組織のあり方に対して「口を出せないのだ」と言う。例えばタウンゼントは、DAが35の組織の代表者から構成されていること、そして、幾つかの組織では確かに「障害者に代わって」専門家や保護者たちが活動しているが、DAがそのような活動に口を挟むことはできないと述べ、その理由として、35の組織の中には知的障害者や精神障害者の組織も含まれていることに言及している(UPIAS and DA, 1997: 8)。おそらく、彼がこのように知的障害者や精神障害者の組織に言及したのは、知的障害者や精神障害者には「代弁者」が必要であることを暗示し、UPIASが追及するような「障害者の包摂」が難しい組織が事実として存在し、UPIAS側の「当事者による組織運営のみに

固執すること」の非現実性を示そうとしたのだろう。

DAはこのように自らが、多様な組織による「協議体であること」、その中には、「視覚障害者全国連盟」(National Federation of the Blind : NFB)のような「障害者自身による」組織もあれば、知的障害者や精神障害者の団体のように、「代弁」が必要な「障害者のための」組織もあり、DAに加入している幾つかの組織が、障害者を代表に置いていないということに対するUPIAS側の執拗な追求自体が「些か尊大ではないか」と批判する(UPIAS and DA, 1997 : 8)。

この「協議体であること」というDA側の弁明に対するUPIAS側のさらなる批判は、巻末コメントにおいて激しい論調となっている。まず、UPIASは「協議体であること」というDAの弁明が「狡猾なレトリック」であることを指摘する。すなわち、「協議体であること」というレトリックを用いることによって、DAの専門家たちは直接障害者たちと向き合うことから逃れることができ、と同時に、「障害者たちの名において」自らの発言を正当化することが可能であること、すなわち、障害者の声を代弁する権限を手中に収めていることの狡猾さを指摘するのである。

DAの専門家たちは、直接障害者を取り扱う労苦から解放され、同時に、構成組織のメンバーシップを通して、「権限」を主張することを承認されるのだ。…略…傘下組織の構造によって、専門家たちは直接、身体障害者たちと接触することから守られつつ、国家的慈善を求めることへの批判からも守られ、同時に、「障害者のために」と発言することができるのだ(UPIAS and DA, 1997 : 24)。

3つ目のDAの応答のロジックは「教育体であること」である。

DAは自らが「政治的組織」ではなく「教

育体であること」を強調しつつ、障害者の貧困問題に関して誤った認識を持つ大衆に対して、貧困問題の本質に係る「正しい知識」を伝えることがDAの主要な目的であり、この目的を遂行するために、パンフレットや書籍の刊行に取り組んでいるのだ、と主張する(UPIAS and DA, 1997 : 6)。そのうえで、その組織構造や活動において障害者を十分に包摂し得ていないことを次のように弁明する。

DAがもし障害者たちの政治的組織を目指すのなら、われわれが議長の役割を担うことはまったくの誤りであろう。しかし、この組織は教育のための組織である。われわれは障害者たちの生活水準と、生活手段に関する情報をメンバーたちに提供する。われわれは広く大衆に訴える活動を通して、障害者而非障害者の気づきを促す教育のプロセスを展開してゆく。これがわれわれの主たる目的だ(UPIAS, 1975d : 11)。

すなわち、もし、DAが「政治的組織」であったのなら、障害を持たない専門家たちが、その組織を統制することは「傲慢」であろうが、「われわれ」は「教育組織」であり、その目的は大衆教育にあるので、「障害者の包摂」は大きな問題にはならないのだ、というのが、この弁明のロジックである。

この弁明に対して、UPIAS側は直ちに「欺瞞である」と切り捨てる。なぜなら、もしDAが障害者の貧困問題の本質を大衆に伝えることを目的とする「教育組織」であるのなら、彼らは「障害者自身の体験」をそのリソースとすべきであり、それをせずして、障害者が抱える貧困の本質を「教育できる」と考えていること自体が極めて「傲慢であるから」だ(UPIAS, 1975d : 11)。

さらにUPIASは、障害者を十分に包摂せず、「障害者自身の体験」から学ぼうとしないDAの「大衆を教育する能力」を「信頼できない」と切り捨てたうえで、そのような

「教育」はディスアビリティの本質に取り組もうとしている障害者たちにとって、「極めて大きなバリアになりうる」と主張する (UPIAS and DA, 1997: 17)。

4つ目のDAの応答のロジックは「組織に権威を持たせる必要があったこと」である。すなわち、DAは先述した、障害者の所得保障政策が政権によってネグレクトされたという「特殊な事情」下において、彼らの求める「包括的な所得保障政策」を政権に認めさせるため、「権威ある協議体」が必要であったと説明し、そのために著名な専門家たちを結集させる必要があり、その結果として、障害者の包摂にまで手が回らなかった、と弁明するのである (UPIAS and DA, 1997: 9)。

DAはその結成初期に、傘下組織間において、嘆願書を首相に送付することに関する同意が得られていた。…略…そして、嘆願書の作成・送付において、その内容に権威を持たせるために、「障害」に関わる著名な専門家たちの署名が求められたのだ (UPIAS and DA, 1997: 33)。

DAのこのような主張には、自分たちはその活動において「専門家の権威」を借りただけであり、専門家によって支配されているわけではない、という意味も含意されているように見える。しかし、このようなDA側の弁明に対してUPIAS側は、そのような組織化の方法がまさに「最も弱点を孕んだ方法」に他ならない、と追求する。なぜなら、障害者たちの貧困の本質を見誤った専門家たちの見解には、言葉の真の意味での「権威」など存在しないからだ、という (UPIAS and DA, 1997: 16)。

さて、5つ目のDAの応答のロジックは、「組織運営・活動の方法は多様であること」だ。

例えばタウンゼントは「障害者の包摂」をめぐる議論の中で、基本原理に同意しながら、

なぜ、組織構造や組織活動において「障害者の包摂」に取り組まないのか、というUPIAS側からの繰り返される問いに対して、「なぜ、そのように大きさに何度も言い募るのか」と茶化すように応答しつつ、そもそも組織運営においては「多様な方法がありうるのだ」と反論する (UPIAS, 1975d: 11)。

このタウンゼントの反論に対してポールは「では、あなた方は(障害者を包摂しないー筆者)DAの組織運営の方法が最良の方法だと考えているのか」と問いかけるが、ピーターは「何が最良かは簡単には言えない」と躲しつつ (UPIAS, 1975d: 11)、「運動の歴史の中には多くの組織のサンプルがある。どのような組織運営の方法が効果的であるか、という点については議論の余地が大いにある」と主張する。このタウンゼントの主張に対してポールは、「あなた方にとってこの問題は幾分、アカデミックな問題に見えるらしいが」と前置きしつつ、しかし、「われわれ障害者」にとっては、大衆の行動を選ぶか否かという問題は、「極めて切実かつ本質的な問題なのだ」と再度反論している (UPIAS, 1975d: 11)。

6つ目の応答のロジックは「UPIASの指摘を一定程度受け入れ、改善を図ること」である。このロジックは会議終了間近に、DAに対するUPIASの指摘への謝意とともに、DAの傘下組織であるNFBの代表者から表明された、いわば譲歩のロジックである。

このメンバーは、UPIASがDAのために問題提起をしてくれたことに感謝の意を表しつつ、UPIASの指摘が、今後、DAの組織構造や活動方法を再検討するための「極めて有益な指摘」であったと述べている (UPIAS, 1975d: 10)。そして彼は、現在、DAはその組織綱領を作成する段階にあり、今後1年以内を目処にそれが作成される予定であること、そして、その組織綱領において、運営委員の少なくとも半数を障害者メンバーが占めるよ

うにしたいこと、さらに、「障害者の包摂」に係る規定を綱領に盛り込むこと、などを提示している (UPIAS, 1975d: 16)。続けて彼は、もし「障害者の包摂」に係るこのような規定がDAの綱領に盛り込まなければ、「NFBはDAを脱会する」とまで宣言している (UPIAS, 1975d: 16)。

このNFB代表者の意見はNFBの見解であり、DA自体の見解ではないが故に、ポールは「考える価値がある」と評価しつつも、やはり、「DAとして」障害者を包摂しようとする「言行一致した努力」が「見えない」ことを再度指摘している (UPIAS and DA, 1997: 13)。

このNFBの代表者とポールとの対話の後、(やや冷静さを取り戻した?) タウンゼントもまた、DAが「障害者の包摂」について精力的に取り組んでこなかったことを認める発言をするが、その発言の後に続けて彼は「DAが障害者たちへの情報伝達の役割を果たしてきたこと」が、「障害者の包摂」と言うべき取り組みであったこと、そして、それが十分でないと批判されるのであれば、それは(頻繁な冊子の発行に費やすための)「金と時間の問題だ」とズレた弁明を重ねる (UPIAS and DA, 1997: 13)。しかし、この弁明はUPIAS側の「金と時間の問題を抱えているのは、DAだけではない」という反論によって一蹴されている (UPIAS and DA, 1997: 13)。

以上、見てきたように、基本原理から演繹される組織の構造化及び組織活動における「障害者の包摂」という原則の未履行をUPIASから強く批判されたDAは、「自然発生的であること」、「協議体であること」、「教育体であること」、「組織に権威を持たせる必要があったこと」、「組織運営・活動の方法は多様であること」、「UPIASの指摘を一定程度受け入れ、改善を図ること」などのロジックによる弁明を試みたが、最後の譲歩のロジック

を除けば、彼らの弁明のロジックをUPIAS側が受け容れることはなかった。

6 両組織による合同会議の評価

合同会議の終了間際、両組織それぞれから会議の総括に係る発言が見られる。

まずDAのタウンゼントは「結論として」と前置きし、「われわれ」は「多くの意見を交換し、得るものがあった」と述べ、UPIASに対して、「あなた方」はDAに「多くの考える素材」を提供してくれた、と賛辞の言葉をかけている (UPIAS and DA, 1997: 14)。

しかし、それに応じたポールは、タウンゼントのこの社交的言辞を受け容れることを拒み、タウンゼントと同じく「結論として」と前置きしつつ、「このことだけは指摘しておきたい」と語気を強め次のように述べる。

われわれの見る限りにおいて、あなた方はその組織の起点においてわれわれが指摘した矛盾を解消し得ていない。あなた方はDIGの過ちから、異なった組織を設立しなければならないことの必然性について何も述べず、DIGと同じような 이슈に専心し、そして、自らの活動を展開するために、同意されるべきどのような原理が導出されるのか、ということについても全く明らかにされなかった。今日の議論の結論は、ここにあると私は考えている (UPIAS and DA, 1997: 14)。

このようにポールは、会議に何らかの成果があったとは認めず、「DAの抱える矛盾」が何ら解消し得なかったことが会議の結論である、と総括した。もう少し詳しく両組織の会議総括をFPD巻末のコメントからも確認しておこう。

DA側の総括コメントでは、会議逐語録と同様に社交的言辞から始まっている。すなわち、「われわれ」の組織目的の文言に明瞭さ

が欠けていたことを指摘してくれたUPIASに「とても感謝している」という謝意からDAはその総括を始めているのだが、やはりそこではUPIASがその批判に込めた意味について理解し得ていない様子が伺える。例えばUPIASが求めた「障害者の包摂」という問題について、会議総括においてもDAは、自らの組織本体の問題としてではなく、個々の傘下組織の問題に置換している。

DAは選任された委員による運営会議と、すべての加入組織の代表者への郵送による意見聴取によって、スーパーバイズされてきたのだ。運営委員会の選挙は、12月に、われわれの最初の全体会議において行われる。そして、可能であれば、われわれはメンバーである加盟組織に対して、障害者を代表として候補者に指名することを奨励しよう(UPIAS and DA, 1997:33)。

UPIAS側の会議総括は、一つの象徴的な言葉をその項目タイトルに掲げるところから始まっている。その言葉とは「傘を閉じ、そして、雨の中へ出てゆく」というものである(UPIAS and DA, 1997:28)。これは、DAという協議体の傘の下には加わらず(傘を閉じ)、ディスアビリティが支配する「雨の中」へ歩みだすということ、すなわち、DAに加わることを拒絶し、DAとの訣別を宣言する言葉である。これが、UPIASが合同会議を通して得た結論であり、DAに対して下した組織的判断であったと言える。

UPIASは、DAという組織の有りようを基本原理との許容し難い背離として捉え、訣別を宣言したのである。しかし、同時に、UPIASはそのコメントにおいて再び、会議の終了間際にNFBが「基本原理を保持」し、可能な限り早急にDAがこの基本原理を自らの綱領に盛り込まなければ、「われわれ」はDAを退会すると述べたことを評価し、それに「期待する」とも述べている(UPIAS

and DA, 1997:28)。

しかし、会議総括コメントにおけるUPIASのDA本体に対する批判は、逐語録におけるそれよりも激しさを増している。UPIASは「ディスアビリティの本質」を見誤っているDAの「伝統的な慈善アプローチ」への固執は、障害者の前に立ち現れる根本的なイシューを曖昧にさせてしまうが故に、DAが大衆を教育したり、身体障害者たちの「本当の利益」を代弁することなど決してできない、と断じる。そして、このような信頼の置けない「素人」組織が提唱する「所得保障アプローチ」から、身体障害者たちは「立ち去る」(雨の中に出てゆく)べきだと主張する(UPIAS and DA, 1997:29)。

さらに、UPIASは「傘を閉じ、雨の中へ出てゆく」ことにとどまらず、DAとの対決をも宣言する。すなわち、「われわれ」はDAのディスアビリティに関する誤った理解に対して、また、「障害者運動」における「専門家支配」に対して「反対するキャンペーンを展開してゆく」と宣言するのである(UPIAS and DA, 1997:29)。

彼らUPIASにとって、基本原理と乖離したDAの活動は「勝手にどうぞ」と放置できるものではなく、むしろ、UPIASの基本原理的アプローチにとって最大の阻害要因となるが故に、対決を宣言したのである。そして、このような訣別と対決の宣言の後に、UPIASは「われわれ」身体障害者自身の集合的体験を基にその「専門性」を高めてゆくこと、大衆的・民主的組織を構築し、身体障害者を「無力化」している社会に向けた基本原理的アプローチを展開してゆくことを再度確認してそのコメントを締めくくっている(UPIAS and DA, 1997:29)。

まとめにかえて

以上、FPDにおける1)基本原理への同

意と「DAの矛盾」、2) 身体障害者の貧困問題に関する認識、3) 障害者の包摂、という3つのテーマとそれぞれのテーマに内在する論点をめぐるUPIAS側の問題提起を検証する作業を通して、社会モデルの原基となるアイデアの生成をめぐる集合的表象のあり様を検証してきた。

1) のテーマにおいて、UPIAS側はまず、「社会的状況としてのディスアビリティ」を障害者問題の本質として捉える基本原理の含意を確認したうえで、DAが合同会議開催に係る前提として、この障害者問題のパラダイム・シフトとも言える基本原理に同意しつつも、この原理から必然的に演繹される組織原則・活動原則から乖離していることの「矛盾」を指摘した。

さらに、UPIAS側はこの「DAの矛盾」という符牒を用いながら、二つの具体的なテーマへ討議を集中させてゆく。すなわち「貧困問題に関する認識」と「障害者の包摂」である。

「貧困問題に関する認識」には、二つの論点が内包されていた。一つは貧困問題という「一つの症状」への焦点化がもたらすディスアビリティの「原因」の看過をめぐるものであり、もう一つは、所得保障政策の運用における「障害程度のアセスメント」(巻尺で測る)による障害者問題の個人化・医療化をめぐる論点である。

前者の論点において、UPIAS側は、身体障害者の貧困が「労働が制度化される方法」、すなわち、非障害者と同等の収入を得る機会から「われわれ」が「排除」されているという事実に起因するものであり、さらにこの「排除」が通常の仕事に就くための条件や準備からの「排除」(通常教育からの排除や交通手段の利用・住宅確保などからの排除)と連動していることを指摘した。このように貧困問題の本質を「社会の制度化」に求めたUPIASにとって、DAの所得保障に焦点を

当てるアプローチは、「原因」の本質を見ようとしない「素人っぽい」取り組みに過ぎず、それは、障害者をして国家的チャリティへの依存を助長し、彼らに「物乞いのための新しい皿」を用意するものである、と厳しく批判した。

このような批判の厳しさは、UPIASにとってDAの「素人っぽい」アプローチが「無知が故の行為」として放置できるものでは決してなく、むしろ、障害者たちのディスアビリティとの闘いを阻害する行為として映ったが故である。UPIAS側はDAの所得保障アプローチの問題性として、第一にそれが障害者たちの貧困を再生産し続ける社会的不正を正すことではなく、「ただ金を要求するための交渉事」に終始し、その帰結として障害者問題を矮小化しつつ、障害者たちの国家や家族への依存性を助長するからであり、第二に、DAが提案する所得保障政策の運用に係る「障害程度のアセスメント」によって、障害者問題が個人化され、そのような「おぞましい」アセスメントによって、障害者たちが物象化されてしまうからである。

このように批判した後、UPIASはDAからの反論に応える形で、彼らのオルタナティブを明示する。そのオルタナティブとは、身体障害者の貧困を再生産してゆく「社会の制度」をアセスメントしつつ、身体障害者を含むすべての人々の雇用と完全な社会参加へのアクセスを確保するための取り組みであり、換言すればそれは、DAのように障害程度と貧困とを因果律において把握しようとしてきた障害者の貧困問題に係る伝統的な認識からの脱却を求める発議であったと言えるだろう。さらに言えば、これらの論点におけるUPIAS側の主張は、ひとりDAに対する批判にとどまらず、1980年代以降に国際的なディスアビリティ・フィールドにおいて活性化する、個人欠損モデル・医学モデルに対するラディカルな批判の原型とも言いうる、一連のまと

まった論考であったとも言える。

次にUPIASは、「DAの矛盾」という符牒を用いつつ「障害者の包摂」というもう一つのテーマに移行するが、彼らはそこで、障害者たちを専門家たちの教育や指導の客体から、或いはチャリティの「受動的対象」から解放し、ディスアビリティを再生産してゆく社会を変革する主体として位置づけ直すことが基本原理から必然的に要請される原則である、と主張した。その上で、「専門家による主導」、「大衆障害者のネグレクト」を繰り返している「DAの矛盾」を批判したのである。このUPIAS側の批判に対してDA側は6つのロジックを用いつつ弁明したが、上に見てきたようにそれらの弁明は、最後の譲歩のロジックを除いて、UPIAS側の見解と噛み合うことはなかった。

障害者問題の原因を個々の障害者のインペアメントに求めることの「帰属の誤り」(Mac-Adam1982:51)に係る認識から導出されたUPIASの基本原理は、障害者問題を「社会的状況としてのディスアビリティ」に帰属させよと要求したが、この要求によって、基本原理は「障害者であるわれわれ」の再定義を促す契機をもたらしたと言える。すなわちそれは、「不運」に嘆く「われわれ」から、「不正」に気づき、怒り、それを正さんとする「われわれ」へという再定義である。例えば、クロスレイは、「帰属の誤り」に係る気づき(認知転換)がもたらす、「抑圧された集団」のエンパワメントについて次のように述べている。

「われわれ」に対する「抑圧状況因」の帰属に係る認知転換は、「抑圧された集団」に浸透している「宿命論」や「不可避性の感覚」、「無力感」からの脱却を促し、「社会を変革する集合的能力の感覚」を喚起させるのである(Crossley=2009:97)。

障害者問題が障害者個々のインペアメントに帰属するものと捉える、後年、イギリス障害学において個人欠損モデルと呼称されることになる認識モデルを基にすると、インペアメントの軽減・解消、或いはインペアメントのアセスメントを基にした所得保障などが、障害者問題の軽減・解消に向かう唯一の方途となる。故に、そのフィールドを占有するのは、インペアメントへの治療的介入やアセスメントに係る専門性を有するとされる専門家たちである。他方で、この認識モデルにおいては、障害者たちは自らの「不運」の源泉であるインペアメントの軽減やアセスメントへ協力する病者役割 sick roll (Persons=1974)を演じなければならない。

このような伝統的・支配的な認識モデルへの抵抗から導出されたUPIASの基本原理は、障害者問題の本質を障害者に対する社会的抑圧に起因するディスアビリティとして再定義すると同時に、ディスアビリティの解消において主体となるべきは、日々、ディスアビリティを被り、その辛さ、理不尽さ、不合理さ、を体験している障害者たち自身であるべきだ、という原則を演繹したのである。故にUPIASにとって、「障害者の包摂」は組織運営や活動方法の一つのオプションなどではなく、障害者問題の本質把握に係る根本的な命題であったと言える。UPIASが執拗とも言える姿勢で、「基本原理に同意した」DAの専門家主導の組織運営・活動を批判した理由はここにある。

しかし、本論で見てきたように、この基本原理から演繹される「障害者の包摂」という原則の本質的な意味を、「組織運営の方法は多様にある」と弁明したDA側が最後まで理解することはなかった。

この「絶望的」とさえ形容しうるほどの両者のロジックのズレに、われわれは当時のディスアビリティ・フィールドにおける支配的言説の堅牢さと、同時に、「帰属の誤り」への

気づきを促すUPIASによって開示された「異世界」の革新性を見ることができるのではないだろうか。

最後になったが、UPIAS関係者のご紹介やUPIASの内部回覧文書の閲覧にご協力いただいた元リーズ大学障害学センターのコリン・バーンズ教授に心から感謝を申しあげる。

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「イギリス障害者運動における社会モデルの源流を求めて」(平成24年度～平成26年度)による研究成果の一部である。

〔注〕

- 1) Paul Hunt (1937～1979). UPIASの結成を呼びかけ、その初期的展開においてリーダーとして組織を牽引した。田中(2014a)を参照。
- 2) Vic Finkelstein (1938～2011). UPIASのリーダーの一人。BCODPの初代会長となり、DPI結成会議へイギリス代表として出席する。後にオープン・ユニバーシティの最初の障害研究コース担当教員に就任し、その後、リーズ大学障害学センターの上級研究員として勤務する。田中(2014a)を参照。
- 3) Peter Brereton Townsend (1928～2009)。DAのリーダーの一人である社会学者。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス教授(国際社会政策)、ブリストル大学名誉教授(社会政策)を歴任。邦訳されている著書に『居宅老人の生活と親族網——戦後東ロンドンにおける実証的研究』(*The Family Life of Old People: An Inquiry in East London*, Routledge & K. Paul, 1957=山室周平監訳、垣内出版、1974年)がある。
- 4) この当時のDIG以外の参加団体は次の通りである。Age Concern, British Association of Social Workers, British Rheumatism and Aethritis Association, Campaign for the Mentally Handicapped, Central Council for the Disabled, Child Poverty Action Group, Family Service Units, Family Welfare Association, Greater London Association for the Disabled, Help the Aged, Invalid Children Aid Association, Jewish Blind Society, Mind, Multiple Sclerosis Action Group, Nat Assn for Deaf/Blind and Rubella Children, Nat Assn for Maternal and Child Welfare, Nat Assn for Welfare of Children in Hospital, Nat Educational Development Trust, Nat Fed of Blind of the UK, Nat Fund for Research into Crippling Diseases, Nat League of the Blind and Disabled of the GB, Parkinsons Disease Society, Psychiatric Rehabilitation Association, Scottish Paraplegic Association, Scottish Society for the Mentally Handicapped, Scottish Spina Bifida Association, SW Essex Branch, Disablement Income Group, Spastics Society.
- 5) この書簡の日付は記されていないが、C16が1975年6月の発行なので、タウンゼントとポールとのやりとりは、1975年の4月から5月頃だったと推測できる。
- 6) 以下、UPIASの内部回覧文書からの引用・参照については、Cの後にその号数を付けて記載する。
- 7) Ken Davis (1934～2008)。UPIASのコアメンバーの一人で、マギー・デイビスの配偶者。1980年代半ばにダービー州においてイギリスで最初の自立生活センターを開設。田中(2014b)を参照。
- 8) Liz Finkelstein. Vic Finkelsteinの配偶者。
- 9) Berit Stueland. DIGの創設者の一人であったが、徐々にDIGの活動方針に対して懐疑的となり、DAメンバーとなった女性障害者。
- 10) この文脈でタウンゼントが用いる「ディスアビリティ」とは「インベアメント」を意味している。おそらく彼にはこの二つの概念の区別は重要ではなかったようだ。
- 11) つまり、あなた方はUPIASのPSをきちんと読みもせず基本原則に同意したのだ、という意味だろう。
- 12) しかし、本論1/(1)で見たように、DAには小児科医、老人医、地域医療や地域福祉・社会保障の研究者などの個人会員が所属していた。

〔文献〕

Doug McAdam, 1982, *Political Process and the Development of Black Insurgency*. Chicago, IL

- : University of Chicago Press.
- Nick Crossley, 2002, *Making Sense of Social Movements*, Open University Press UK Limited=西原和久・郭基煥・阿部純一郎訳 (2009) 『社会運動とは何か』新泉社.
- Talcott Parsons, 1951, *The social system*. New York: Free Press (=1974,佐藤勉訳『社会体系論』青木書店).
- 田中耕一郎 (2014 a) 「社会モデルの源流を求めて(その1) : UPIAS創設者ポール・ハントのライフヒストリーを辿って」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』第51号.
- 田中耕一郎 (2014 b) 「社会モデルの源流を求めて(その2) : デイビス夫妻のデイスアビリティ体験と統合化を求める実践から」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』第51号.
- UPIAS, 1975 a, *Internal Circular*, 15. UPIAS.
- UPIAS, 1975 b, *Internal Circular*, 16. UPIAS.
- UPIAS, 1975 c, *Internal Circular*, 17. UPIAS.
- UPIAS, 1975 d, *Summary and Transcript of taped discussion between the Disability Alliance and the Union of the Physically Impaired Against Segregation*, held on 22 nd November, 1975.
- UPIAS and Disability Alliance, 1997, *Fundamental Principles of Disability*, London, UPIAS & DA.
- Vic Finkelstein, 1991, Disability : An Administrative Challenge? In Michael Oliver(ed.), *Social Work : Disabled People and Disabling Environments*. Jessica Kingsley Publishers Ltd.
- Vic Finkelstein, 2001, *A Personal Journey into disability politics*. Leeds University Centre for Disability Studies. unpublished.